

気づいていますか？

—あなたのことです。

このままでは、**大量雇止めのおそれがあります。**

あなたの声を総長に！

准職員、時間雇用職員の無期転換を求める署名にご協力ください。
(署名は裏面です。)

--- (この線で山折り) ---

准職員、時間雇用職員のみなさん、東北大学に働くみなさん

☆労働契約法改正の趣旨は、雇止めの不安から解消され安心して働き続けられるようにすることです。しかし東北大学では「上限5年以内」で雇止めすることを原則にしており、このままでは3200人ももの大量雇止めのおそれがあります。

☆みんなで声をあげれば東北大学は変わります。東北大学職員組合は、准職員、時間雇用職員に安心して長く働き続けてほしい、大学に働き学ぶみんなの環境をより良くしたいと願い、この署名にとりくんでいます。

☆署名の第一次集約は8/10 (水) です。その後も受けつけます。総長と交渉しますので、できるだけ早くお願いします。よろしければ、コピーして周りの人にもお願いしてください。

組合hpからも署名ができます。詳細はhpをご覧ください。

<http://tohokudai-kumiai.org/>



-----この線で山折りして、ホッチキスでとめると「返信用封筒」になります。-----

返信用

学内便 A32

東北大学職員組合 行

(署名在中)

ホチキスでとめます。

ホチキスでとめます。

国立大学法人東北大学 総長 里見 進 殿

希望する准職員・時間雇用職員全員の
無期転換を要求します。

東北大学で働いている教職員の半数以上が非正規雇用の職員であり、本学の研究・教育・医療等の業務は、准職員、時間雇用職員がいなければ成り立ちません。労働契約法改正の趣旨は、雇用の不安から解消され安心して働き続けられるようにすることです。改正法は、5年を超えて雇用された場合には本人の申し出により無期転換できるとしています。それに対して東北大学は、無期転換権の発生を避けるために、法改正一年後、「原則として上限5年」に就業規則を変えてしまいました。

私たちは、東北大学が大量の雇止めをおこなうのではないかと懸念しています。

東北大学は、3,243人の准職員等のほとんどが平成29年度、30年度、31年度に雇止めになるおそれがあることを否定せず、とりわけ平成30年3月31日に1,500人程度の准職員等が、無期転換されない限り雇止めとなる可能性があると言います。しかし、日常の事務手続きにせよ、機械の管理にせよ、研究室の秘書業務にせよ、1,000人～1,500人の熟練労働者を新人とおきかえて業務に支障がないということはありません。熟練の准職員等に依拠して研究教育等をおこなっていた教職員に不便を強い、新人を育成する負担を増やすこととなります。里見総長がめざす世界水準の東北大学の実現のためにも、准職員、時間雇用職員が安心して働き続け、熟練して活躍した方が良いはずで、准職員等とともにたらく正職員もそれを望んでいます。

私たちは里見総長に以下のことを要求します。

1. 希望する准職員・時間雇用職員全員を無期雇用に転換すること。
2. 正規職員への登用は、無期転換制度とはきりはなして、無期転換した人の中から公正に選考すること。

氏名	
(□にチェックを入れてください。)	
雇用形態	<input type="checkbox"/> 准職員、 <input type="checkbox"/> 時間雇用職員、 <input type="checkbox"/> 正職員、 <input type="checkbox"/> その他
職種	<input type="checkbox"/> 事務・図書、 <input type="checkbox"/> 技術・技能(医療職を含む)、 <input type="checkbox"/> 秘書、 <input type="checkbox"/> 教員、 <input type="checkbox"/> その他
里見総長へのメッセージがあればどうぞ	

※この署名は、総長に提出する以外には使いません。